CASH RADAR PBシステム マイナンバー制度対応の概要



2015年9月 株式会社エヌエムシイ

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。

2015(平成27)年10月から、個人番号(マイナンバー)・法人番号が通知され、2016(平成28)年1月から社会保障、税、 災害対策の行政手続きで順次利用が開始されます。

口個人番号(マイナンバー)

住民票を有する全ての個人に振られる12桁の番号(個人番号)のことで、市区町村から住民票の住所宛に「通知カード」により通知されます。

個人番号の利用は、社会保障、税、災害対策の分野など、法律か自治体の条例で定められた手続きに限定されています。(外国籍でも住民票のある方には個人番号が指定されます。)

口法人番号

株式会社などの法人等に、1法人1つの13桁の番号(法人番号)が指定され、国税庁から登記上の所在地宛に書面により通知されます。(法人の支店や事業所等には法人番号は通知されません。)

個人番号・法人番号の行政への活用の総称を『社会保障・税番号制度』といいます。

- *個人番号=特定個人情報として、厳格に保護されるべき情報
- *法人番号=一般に公開される情報(インターネットにより、公表することが予定されています。)

※「マイナンバー制度」は全ての事業者が対象です。

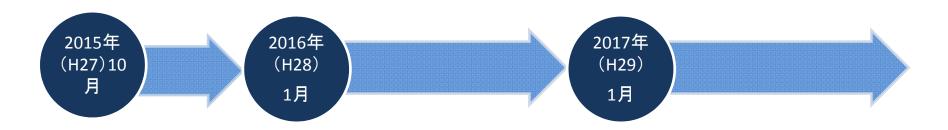
マイナンバーの利用

税	・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載・税務当局の内部事務 など
社会保障 (年金·労働·医療·福祉)	 年金の資格取得や確認、給付 雇用保険の資格取得や確認、給付 ハローワークの事務 医療保険の保険料徴収 福祉分野の給付、生活保護 など
災害対策	被災者生活再建支援金の支給被災者台帳の作成事務 など

※マイナンバーの利用範囲は、番号法に規定された税・社会保障・災害対策に関する事務に限定されています。 民間事業者は「税」「社会保障」の手続きでマイナンバーを使います。

マイナンバー制度のスケジュール

·制度開始



収集 •支払先等 の個人番号 収集

•従業員等 の個人番号

個

人番号·法人番号通知

年末調整 「扶養控除等申告 書(H28年分)」に は「個人番号」記 載欄あり

個人番号の取得・利用・管理・廃棄

*「個人番号カード」の交付開始

◆申請書・申告書・調書等へ順次個人・法人番号記載開始

(早期に個人(法人)番号の利用が想定されるケース)

- ・退職者が出て、雇用保険被保険者喪失届・給与所得の源泉徴収票を出す場合
- ・従業員を採用して、雇用保険被保険者資格取得届を出す場合
- ・原稿料等で支払調書を都度交付している場合

等

※2015年(平成27年)10月2日所得税法施行規則等の改正により、平成28年1月以降、給与などの支払を受ける方に 交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。

http://www.nta.go.ip/mvnumberinfo/pdf/mvnumber_gensen.pdf

◆健康保険・厚生年金の個人番号記載開始

2015年(H27)の年末調整において「個人番号」の利用はありません。 源泉徴収票も従来の様式のままです。

マイナンバーの利用時期

■税の分野

	番号の記載および提出時期(一般的な場合)	
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から番号を記載 平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告期、平成29年2月16日から3月15日まで	
個人住民税及び個人事業税	平成29年度分の申告書から (平成29年度分とは、平成28年1月1日から12月31日までの収入にかかる個人住民 税・個人事業税を指し、平成29年3月15日までに提出する申告書から番号を記載)	
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から番号を記載 ⇒平成28年1月1日に相続の開始があったことを知った場合、平成28年11月1日まで	
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から番号を記載 ⇒平成28年分の場合、平成29年2月1日から3月15日まで	
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から番号を記載 平成28年12月末決算の場合	
法人住民税及び法人事業税	⇒平成29年2月28日まで(延長法人は平成29年3月31日まで)	
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から番号を記載 <個人>平成28年分の場合⇒平成29年1月1日から3月31日まで <法人>平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで	
法定調書	平成28年1月1日以降に金銭等の支払等が行われるものから番号を記載 ⇒例)平成29年1月31日までに提出する平成28年度分の特定口座年間取引報告書)	
支払報告書	平成28年分の支払報告書から番号を記載 ⇒例)平成29年1月31日までに提出する平成28年度分の給与支払報告書	
申告書·届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から番号を記載 ⇒各税法に規定する、提出すべき期限	

マイナンバーの利用時期

■社会保障関係の分野

	番号の記載、主な届出書
雇用保険	平成28年1月1日以降に提出すべき届出書等から番号を記載 以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等
健康保険・厚生年金保険	平成29年1月1日以降に提出すべき届出書等から番号を記載 以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届等

※国民健康保険組合については、平成28年1月1日~各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

安全管理措置

- •従業員等(パート・アルバイト含む)、報酬等や不動産関係の支払先(個人事業主)に対し、利用目的を特定し通知または 公表する
- ●本人確認(番号確認+身元確認)を厳格に実施する
- •個人番号の取得

保管

取得

- •番号法(マイナンバー法)により限定された場合を除いて、他人の個人番号を保管することはできない
- ●一般的な会社においては個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限り、従業員等の個人番号を保管することができる

利用

•番号法により限定された利用範囲内で、かつ本人に通知した利用目的の範囲内で個人番号を利用する

提供

- ●会社が従業員等の個人番号を含む特定個人情報を提供できるのは、税・社会保障・災害対策に関する特定の事務のため に行政機関等及び健康保険組合等に提供する場合に限られる
- ●グループ会社内であっても、別法人への個人番号の提供や共同利用はできない(共同利用の場合、他社従業員の個人番号が参照できなければ可)

廃棄

- •個人番号を利用して行う事務を処理する必要がなくなった場合で、書類の法定保存期間を経過した場合には、マイナン バーをできるだけ速やかに廃棄または削除しなければならない(個人番号のマスキングでも可)
- *マイナンバー(個人番号)は特定個人情報です。漏えい・滅失・毀損等の防止、その他適切な管理の ために 必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要があります!

マイナンバーの取得・保管・提供・廃棄の取扱い

取得

- ·個人番号提出依頼 利用目的通知·公表
- ・個人番号の取得 従業員(パートアルバイト含む) (およびその扶養親族)
- ·本人確認(番号確認+身元確認)

個人番号 XXXX···



従業員

個人番号の提供

- ·個人番号提出依頼 利用目的通知·公表
- 個人番号の取得
- ·本人確認(番号確認+身元確認)

保管·利用 提供·削除

個人番号

xxxx----

会社

個人番号の保管個人番号の利用

・税、社会保障に関する手続書類の作成、提供

- 個人番号の廃棄
- 退職者の個人番号削除
- 扶養親族の個人番号削除
- ・必要がなくなった支払先の 個人番号削除

(法定保存期間を経過した場合)

利用目的の通知

- メールによる通知
- ・利用目的を記載した書類の提示
- 就業規則等への明記

本人確認(対面、郵送、オンライン)

- ①個人番号カード(番号確認+身元確認)
- ②通知カード(番号確認)+運転免許証、パスポート等(身元確認)
- ③住民票(個人番号付)+運転免許証、パスポート等(身元確認)
- *ただし、雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他に準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合等であれば、身元確認を省略することができます。
- *扶養親族の本人確認は従業員本人が行います。

ただし、社会保障の分野で「国民年金の第3号被保険者の届出」だけは、従業員の配偶者(第3号被保険者)自身が事業主に対して届け出る書類のため、事業者が扶養親族の本人確認を行う必要があります。ただ、実務上は、従業員が扶養親族の「代理人」となって事業者へ提出するのが現実的な対応方法だと考えられます。



報酬等支払先

個人番号の提供



税務署、市区町村、年金 事務所、健康保険組合、 ハローワーク等

マイナンバー漏えい防止のための安全管理措置

安全管理措置の中小規模事業者(従業員数100人以下)における対応方法

組織的安全管理措置

- 特定個人情報を取り扱う事務における責任者と責任の明確化
- 特定個人情報を取り扱う事務担当者の明確化と役割の明確化
- 取り扱う特定個人情報等の範囲の明確化
- 事務取扱担当者が特定個人情報取扱規定等に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制
- システムログまたは特定個人情報等の取扱状況の記録
- 取扱状況把握及び安全管理措置の定期的見直し

人的安全管理措置

● 事務取扱担当者の監督・教育

物理的安全管理措置

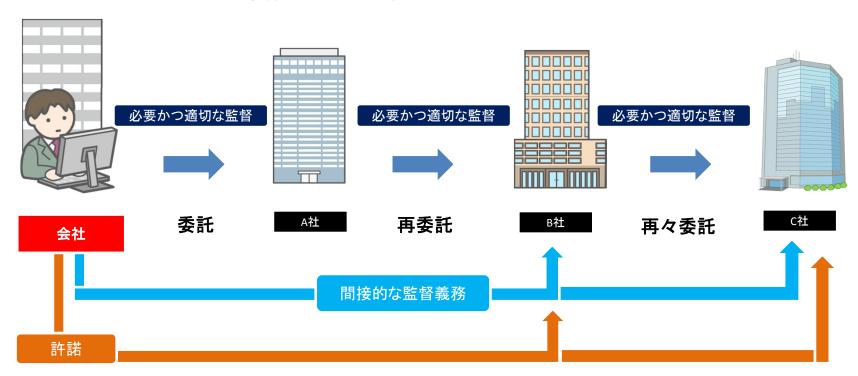
- 特定個人情報等を取り扱う区域の管理(個人番号を入力する場所を区切等)
- 機器および電子媒体等の盗難等の防止(個人番号が書かれた書類等を鍵のかかる書庫等に保管等)
- 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止(データの暗号化、パスワードによる保護、書類の封かん等)
- 個人番号の削除、機器および電子媒体等の廃棄

技術的安全管理措置

- アクセス制御
- アクセス者の識別と認証
- 外部からの不正アクセス等の防止(ウィルス対策ソフトウェアの導入等)
- •情報漏えい等の防止(通信経路の暗号化、データの暗号化、パスワードによる保護等)

マイナンバー管理の委託

- ■個人番号が関連する業務を外部に委託している場合には、委託先において、自社とと同等の安全管理措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- ■委託先が再委託する場合は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をする ことができます。(再々委託以降も同様)



マイナンバー制度の罰則一覧

主体	行為	法定刑
個人番号利用事務、個人番号関係事務など に従事する者や従事していた者	正当なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録され た特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 または200万円以下の罰金 (併科されることもある)
に促争する名で促争していた名	業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第 三者の不正な利益を図る目的で提供、または盗 用	3年以下の懲役 または150万円以下の罰金 (併科されることもある)
主体の限定なし	人を欺き、暴行を加え、または脅迫することや財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為などによりマイナンバー取得	3年以下の懲役 または150万円以下の罰金
	偽りその他不正の手段により通知カードの交付 を受けること	6か月以下の懲役 または50万円以下の罰金
特定個人情報の取扱いに関して法令違反のあった者	特定個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役 または50万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会から報告や資料提出の求め、質問、立入検査を受けた者	虚偽の報告、虚偽の資料提出、答弁や検査の拒 否、検査妨害など	1年以下の懲役 または50万円以下の罰金

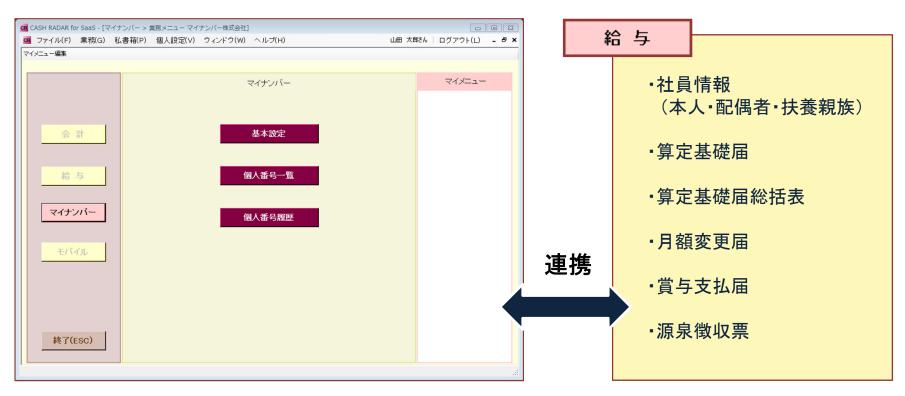
^{*}個人番号関係事務:事業者が法令に基づき、従業員等から取得した個人番号を各種届出等の書類に記載して、行政機関等に提出 する事務

^{*}個人番号利用事務:行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、税・社会保障・災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用する事務

PBシステム『マイナンバー』をリリースします

マイナンバー

PBシステムのマイナンバーは【給与】が導入されている企業版端末がリリースの対象となります。 【会計】のみ導入の企業版端末ではマイナンバーのご利用はできません。



2015年9月末リリース(予定)

*「個人番号廃棄リスト(仮称)」メニュー 2015年11月末 追加リリース

取得

平成 年 月 日 マイナンバー株式会社 御中 個人番号申出書 000002 佐藤 はじめ 私は、下記の個人番号の利用目的を理解し、以下の通り個人番号を申し出ます。 《利用目的》 ✓ 源泉徽収票関連事務 ☑ 個人住民稅関連事務 ✓ 健康保険・厚生年金保険・国民年金第3号被保険者関係届出事務 雇用保険届出事務 ※個人番号取扱事務について、外部委託する場合があることを了承します。 【本人】 氏名 統柄 生年月日 本人 昭和42年05月10日 佐藤 はじめ 【扶養親族】 統柄 生年月日 昭和45年01月22日 《本人確認用の提出書類》 ①個人番号確認のため、個人番号カードまたは通知カードのコピーを添付してください。 ②上記①で通知カードのコピーを添付する場合は、写真付きの公的身分証明書(運転免許証等)を添付して ②扶養親族の個人番号は、本人確認の上、番号に誤りがないことを確認してください。 ①記載内容の訂正、および扶養親族の異動等があった場合は、速やかに再提出してください。

- ・従業員から個人番号を収集する際の「利用目的の通知」 文書として利用できる「個人番号申出書」の出力ができます。 (【給与】「社員情報設定」からも出力できます。)
- ・個人番号関連情報の一覧をエクスポート、またCSVインポートによる一括取込・登録ができます。

保管



【個人番号一覧】

- ・給与計算の「社員情報設定」に登録されている「社員本 人」「配偶者」「扶養親族」の情報が連動します。
- ・社員本人、配偶者、扶養親族の個人番号の登録・保持します。(修正、削除可) チェックデジット機能により入力ミスをチェックします。
- ・本人確認を行った際に利用した書類等の情報の登録・ 保持します。(資料の添付はできません。)
- ・社員毎(本人)に利用目的を登録・保持します。
- *1:利用目的に該当する帳票のみ個人番号出力 (利用目的以外の個人番号の出力制限)
 - 例)利用目的:源泉徴収票関連事務にのみ☑ ⇒社会保険関連の届出書に個人番号は出力されない
- *2:個人番号の廃棄候補者の廃棄予定日は利用目的の帳票の法定保存期間による
 - 例)利用目的:源泉徴収票関連事務に☑ 退職日から7年経過後を廃棄予定日として表示

利用

マイナンバー対応帳票

給与計算	·算定基礎届 ·算定基礎届総括表 ·月額変更届	・マイナンバー様式への変更 ・利用目的に該当する場合のみ個人番号出力 ・個人番号の出力有無の選択機能 (権限有無による制御)	平成28年11月末 リリース予定
賞与計算	▪賞与支払届		
年末調整	▪源泉徴収票	 ・マイナンバー様式への変更(A5サイズ対応) ・利用目的に該当する場合のみ個人番号出力 ・個人番号の出力有無の選択機能 (権限有無による制御) ・出力形式指定機能 (本人交付用のみ、税務署提出用のみ等) ・モバイル給与 	平成28年1月 リリース予定 ※平成27年10月30日 国税庁より、給与所得の源 泉徴収票が公表されました http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/j izenjyoho/hotei/pdf/hotei1 1.pdf

廃棄

- ○「個人番号廃棄リスト(仮称)」メニュー 2016年初旬 追加リリース
- ○社員本人、配偶者および扶養親族毎に個人番号の廃棄・削除が必要となる対象者を 一覧で表示、廃棄予定日確認、廃棄対象者の個人番号の削除を行います。 (通知機能、自動削除機能はありません。)
- ○「個人番号一覧」で任意に個人番号の廃棄・削除をすることができます。
- ○個人番号の「一括削除」機能があります。

組織的安全管理措置



【個人番号履歴管理】

- ・個人番号(社員本人、配偶者、扶養親族) を操作(閲覧・登録・廃棄・印刷・出力)した 履歴を記録します。
- 一覧で検索・閲覧が可能です。
- ・CSVファイルエクスポートにより、各履歴の 接続元グローバルIPアドレス等の記録も参 照できます。

人的安全管理措置



【基本情報】

- ・法人番号(13桁)、または個人番号(個人事業主 12桁)を登録します。
- ・「特定個人情報」の取扱部署、取扱責任者を登録、 保持します。

物理的安全管理措置

- ○「個人番号廃棄リスト(仮称)」メニュー 2016年初旬 追加リリース
- ○社員本人、配偶者および扶養親族毎に個人番号の廃棄・削除が必要となる対象者を 一覧で表示、廃棄予定日確認、廃棄対象者の個人番号の削除を行います。 (通知機能、自動削除機能はありません。)
- ○「個人番号一覧」で任意に個人番号の廃棄・削除をすることができます。
- ○個人番号の「一括削除」機能があります。

技術的安全管理措置



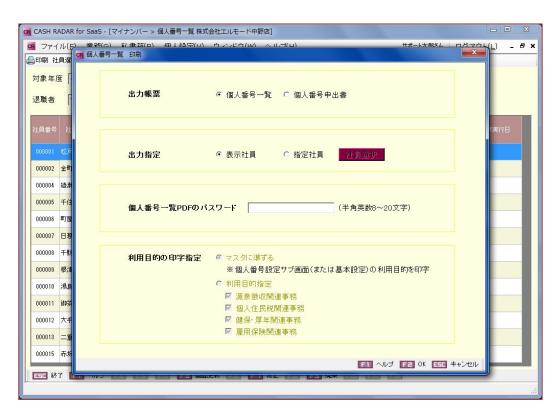
【権限設定による利用可能メニューの制限】

「メンテナンス」でマイナンバーメニューを利用 する担当者の設定、権限設定を行います。

- ※マイナンバーメニューの権限ありの担当者 の場合のみ、「個人番号」の閲覧、登録、 出力が行えます。
 - 例)源泉徴収票印刷画面で「個人番号」を 出力するかしないか選択可

権限のない担当者が源泉徴収票を出力した場合、「個人番号」は出力されません。

技術的安全管理措置



【情報漏えい等の防止】

- ・「個人番号」が記録されたPDF帳票に 対してパスワード設定が必須となります。
- ・データの暗号化 通信経路の暗号化、データの暗号化

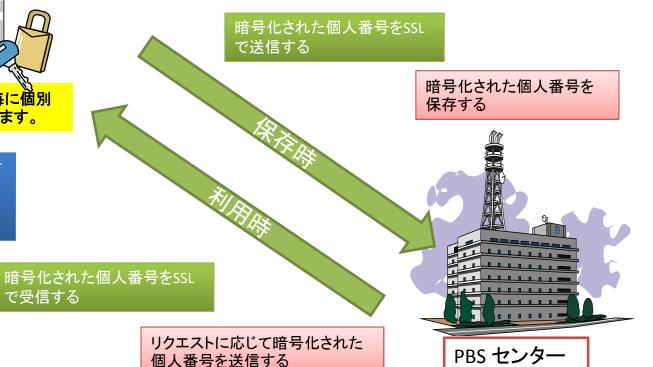
技術的安全管理措置

PBS利用者

暗号化/復号化には、会社毎に個別 に生成された暗号鍵を使用します。

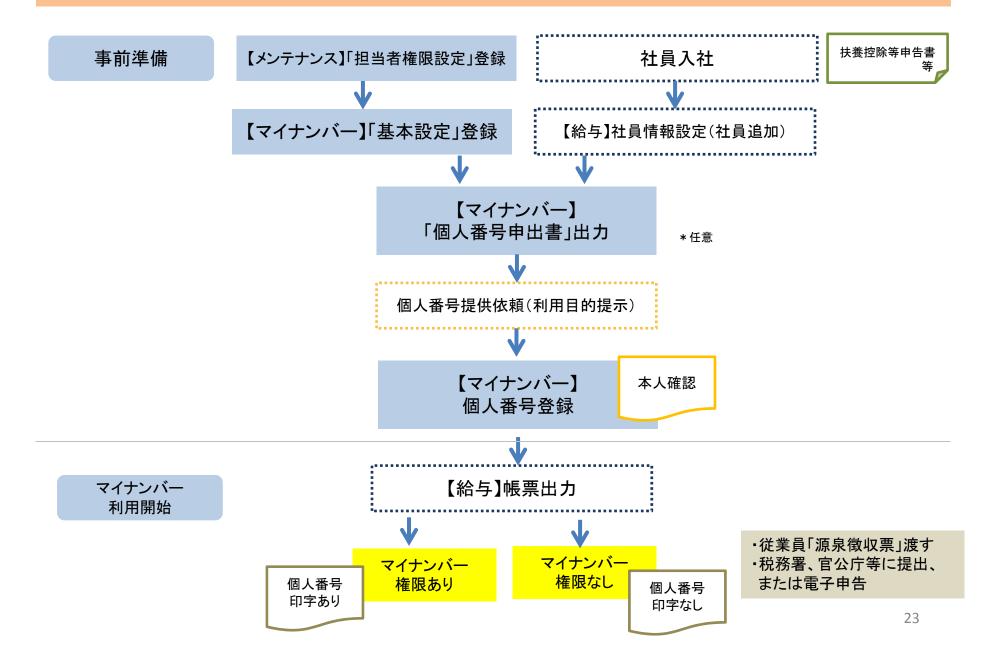
受信後、利用者の端末で暗号化されている個人番号を、元に戻します。 (復号化といいます。) その後、各種の作業に利用します。 入力後、利用者の端末で個人番号を暗号化します。

その後、暗号化された個人番号をPBS センターに送信します。



22

PBシステム マイナンバー利用の流れ



PBシステム マイナンバー利用の流れ

社員の退職 配偶者、扶養親族の喪失

